

御殿場市申請書作成支援システム（受付窓口型）導入業務委託に係る
公募型プロポーザル質問回答書（最終）

令和 6 年 9 月 9 日

参加業者 各位

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市申請書作成支援システム（受付窓口型）導入業務委託に関する質問について、下記のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1 2	別記様式第 5 の見積書の書き方ですが、 <u>御見積金額</u> 円(税込)を記載し、項目及び積算内訳の枠内は、御殿場市申請書作成支援システム一式金額(税抜き)と 5 年間保守費の 2 行表示で明細は弊社書式で添付してよろしいでしょうか。	「御殿場市申請書作成支援システム（受付窓口型）導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」第 6 の 3 の表注釈 (p5) に示すとおり、見積書には、令和 7 年 3 月までにかかる費用（システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5 年分）に係る費用）と、令和 7 年 4 月からシステム導入後 5 年後までの保守管理業務等にかかる費用とに区分し、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む額を記載してください。また、見積書に添付する明細書等は、貴社様式で作成されたものであっても差し支えありません。
1 3	その場合は税抜きの合計金額は保守費も含めた合計額でよろしいでしょうか。	見積金額を記載する欄は、消費税及び地方消費税を含む額を記載してください。なお、当該見積金額は、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5 年分）に係る費用の合計額としてください。
1 4	またはそれぞれ 1 行表示で様式 5 の見積書を 2 枚作成した方がよろしいでしょうか。	回答書 No.10 及び No.11 のとおりとして差し支えありませんが、別記様式第 5 にて見積書を作成、提出する場合であって、同様式 1 枚に収まらないときは、令和 7 年 3 月までにかかる費用（システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5 年分）に係る費用）と、令和 7 年 4 月からシステム導入後 5 年後までの保守管理業務等にかかる費用を別葉で作成してください。

※No.の数字は通番を表す。